

第六次中井町総合計画後期基本計画策定方針

令和元年8月

企画課

1 策定の趣旨

総合計画は、町のめざすべき将来像に向けて、町民とともにどのようなまちづくりを行うか、その方向性を示す「まちづくりの指針」となるものです。

町では、平成 28 年度に「活力」「快適」「安心」を基本理念とする第六次中井町総合計画を策定し、「一人ひとりが主役！魅力育む 里都まち♡なかい」を町の将来像に掲げ、まちづくりを進めています。前期基本計画の計画期間が令和 2 年度で終了することから、これまでの取組みを総括するとともに、町のさらなる発展をめざして、令和 3 年度を初年度とする中井町まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含する後期基本計画を策定します。

2 総合計画の構成及び期間

総合計画は、社会経済状況の変化のなかで適切な対応と実効性の確保が求められます。めざすべき将来像とこれを達成するための施策を体系的に整理する必要があることから、基本構想、基本計画、実施計画の 3 層構成とします。それぞれの計画の目的、期間は次のとおりとします。

ア 基本構想

まちづくりの長期的な指針として、10 年後のまちの将来像やまちづくりの基本目標を示します。計画期間は平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間とします。

イ 基本計画

基本構想の実現に向けたまちづくりの中期的な指針として、重点プランと分野別計画により構成します。重点プランは、「活力」「快適」「安心」の 3 つの基本理念を実現していくための柱となり、分野別施策を展開していく際のリーディングプロジェクトとなる取組みを定めます。分野別計画は、基本構想を実現するため、分野ごとにまちづくりの施策目標と施策内容を定めます。

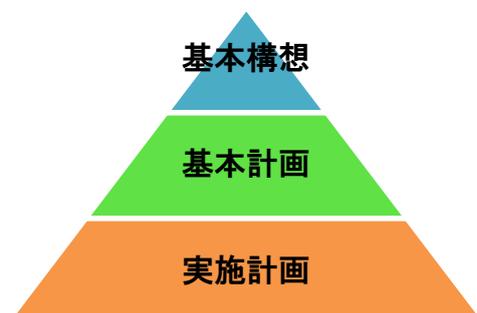
○前期基本計画 平成 28 年度から令和 2 年度

○後期基本計画 令和 3 年度から令和 7 年度

ウ 実施計画

基本計画に定めた町の方針について、どのように具体的かつ効果的に実施していくかを明らかにした年度別計画で予算編成の指針となるものです。住民ニーズや時代の変化に対応していくため、向こう 2 カ年の実施内容についてローリング方式により毎年見直しを行い、確実な実行に向けて取り組んでいくものです。

【総合計画の構成とイメージ】



	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
基本構想	目標年次：令和7年									
基本計画	前期基本計画（5年）					後期基本計画（5年） （中井町まち・ひと・しごと創生総合戦略）				
実施計画	3カ年計画（毎年度）									

3 策定の視点

我が国の人口が減少局面に転換したなか、本町においても今後さらに減少傾向が進んでいくものと予想されます。

少子高齢化や人口減少、環境意識の高まり、情報のグローバル化、地方分権の進展等、自治体を取り巻く環境は急速に変化しています。

「右肩上がり」の時代が終焉した低成長の時代にあって、行政サービスにおいても量的サービスの提供から経営の視点に基づく質を重視したサービスの提供への転換が求められています。

必要な町民サービスを将来にわたって安定的に提供するとともに、持続可能な地域経営を図るため中長期的な視点で後期基本計画を策定します。

町民と行政によるまちづくりを実現するための協働の視点

これからのまちづくりには、町民、団体、企業、行政等が目標や目的を共有しながら、各々の役割と責任のもとで行動し、連携していく必要があります。

計画策定にあたっては、様々な立場の町民の参画により、まちづくり・地域づくりについて積極的に議論し、町民と行政のパートナーシップにより町民自らがまちづくりを実践し、喜びを感じられる計画をめざします。

魅力あふれる中井町を創造するための地域資源を活かす視点

魅力あふれるまちづくりには「中井町らしさ」という地域特性を踏まえた視点が求められます。本町の歴史・文化・自然など、貴重な地域の資源や力を活かして町独自の価値を高め、町民が郷土に対する誇りと愛着を持ち、魅力あふれる中井町を創造する計画をめざします。

質の高いサービスを提供するための行政経営の視点

地方分権の進展により地域の自主性・自立性が求められる一方、社会保障費の増大や公共施設の老朽化、再配置などの対応により今後の行財政運営はますます厳しさを増すものと予想されます。

町民にとって最適な施策・事業の選択を行うとともに、民間活力の導入を積極的に図り簡素で効率的な行政運営と質の高い町民サービスの提供できる計画をめざします。

4 策定体制

(1) 組織体制

① 総合計画審議会

町長の諮問に応じ、総合計画の策定について必要な調査・審議を行います。

② 庁内検討組織

I) 策定委員会

町長、副町長、教育長、参事、課長、局長、園長により組織し、計画策定にあたって重要事項の審議を行います。

II) 策定幹事会

各課1名以上で組織し、計画素案の作成、計画策定にあたって調査及び連絡調整等を行います。

III) その他

必要に応じ、上記の構成員以外で組織し、計画策定にあたって必要な検討を行います。

③ 町議会

計画の策定過程において適宜報告を行うとともに、町議会の議決を経て策定します。

(2) 町民参加

町民との協働による計画づくりに向けて、下記の方法により町民意向の反映に努めます。

- ① 住民意識調査
- ② 就業者意識調査
- ③ 企業事業者アンケート
- ④ 転入転出者アンケート
- ⑤ 小・中学生アンケート
- ⑥ 子育て世代グループインタビュー
- ⑦ 町民ワークショップ
- ⑧ パブリックコメント
- ⑨ わたしの提案
- ⑩ その他

(3) 職員参加

職員の創意工夫と斬新なアイデアを計画に活かしていくため、下記の方法により職員の全員参加により策定します。

- ① 各所属における計画原案の作成及び計画素案の調整（施策状況調査）
- ② その他

(4) 事務局

企画課が事務局として、基本計画策定過程の全体を調整・管理するとともに、中井町まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図りながら基本計画案の取りまとめを行います。

5 策定の日程

計画の策定は、令和元年度から令和2年度にかけての2か年とし、次の手順により策定します。

(1) 基礎的調査

① 社会動向の変化及び町の現状把握

時代の転換期にあるという認識に立ち社会動向の変化や今後期待される対応を整理するとともに、国県の戦略やプロジェクトなどの把握を行い、本町の現状を明らかにします。

② 前期基本計画の達成状況の把握

基本施策調書フォーマットや事務事業評価調書など既存データを活用しながら、前期基本計画の達成状況を把握するとともに、各課ヒアリングを実施して現況・課題を把握します。

③ 町民等の意向把握調査

まちづくりに関する町民の意向や要望、施策の評価・満足度、まちづくりへの参加意欲などを把握し計画に反映するため、各種アンケート調査を実施します。

④ 町民ワークショップの開催

まちづくりに参加する権利を確保し、町民の意見及び自主的な取組が最大限尊重されるための町民ワークショップを開催します。

(2) 基本計画の検討・立案

基本計画に重点プランを掲げ、基本理念を実現していくための柱となる取組みを整理するとともに、分野ごとの施策目標と施策内容を取りまとめ、令和3年度を初年度する中井町まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含する基本計画を検討・立案します。

(3) 審議会への諮問・答申

基本計画案について、総合計画審議会へ諮問し、答申による意見をいただきながら計画の策定を行います。

(4) パブリックコメントの実施

基本計画案を取りまとめ公表し、計画案に対する意見を広く町民等から提出する機会を設け、提出された意見を考慮して決定するパブリックコメントを実施します。

(5) 後期基本計画の決定

基本計画案について町議会に提案し、議決を経て決定します。

6 策定スケジュール

年度	月	業務内容	協議体
H31	4	策定方針の決定	
R1	5	委託内容の調整、業者選考	
	6	受託者の決定、策定業務の委託	
	7	策定方針・検討体制・工程の確認 住民・就業者等アンケート内容の検討	
	8	各種アンケートの実施（ 幹事会委員の選出 前期計画施策状況調査の実施（8/4-9/11）	8/14 第1回幹事会 8/22 議会全協
	9	各種アンケートの回収・集計・分析 後期計画策定のための課題の抽出・整理	
	10	各課ヒアリング、前期計画の評価・検証（10/24-25） 各種アンケート調査結果、社会経済情勢等基礎調査	
	11	後期計画策定のための課題の整理・検討 第1回町民ワークショップ（11/19）	11/1 第1回委員会 11/8 第2回幹事会 11/12 第1回総計審
	12	第2回町民ワークショップ（12/15）	12/6 議会全協
	1	後期計画骨子案の検討 第3回町民ワークショップ（1/19）	1/22 第3回幹事会
	2		2/3 第2回委員会 2/26 第3回委員会
	3	後期計画骨子案の審議、報告	3/13 議会全協 3/25 第2回総計審
	R2	4	後期計画素案の検討・整理
5		公募委員の募集・各課ヒアリング	議・幹
6		後期基本計画素案の審議、報告	委・審
7		パブコメ予告、広報周知	幹・委
8		後期計画素案の決定	審・議
9		パブコメ実施、パブコメ意見の整理・検討	
10		後期計画原案の検討	審・議
11		後期計画原案の検討	幹
12		後期計画原案の確定	委
1		総計審（諮問・答申）	審
2		後期計画説明（議会）	議
3		議案提出、計画書作成、町民へ公表、プレスリリース	議

審：総合計画審議会
 委：策定委員会（課長会議）
 幹：策定幹事会
 議：町議会

7 総合計画後期基本計画（総合戦略）策定の組織体系図

*令和2年4月1日から

